

議案第15号

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年朝霞市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第2条 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第24条」に、「第24条—第28条」を「第25条—第29条」に、「第29条」を「第30条」に、「第30条—第32条」を「第31条—第33条」に、「第33条・第34条」を「第34条・第35条」に、「第35条—第37条」を「第36条—第38条」に、「第38条—第42条」を「第39条—第43条」に、「第43条—第49条」を「第44条—第50条」に、「第50条・第51条」を「第51条・第52条」に改める。

第6条第5項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「第18条」を「第19条」に改める。

第7条第1項中「第16条第1項」を「第10条第2項、第17条第1項」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「第18条、第19条第1項」を「第19条、第20条第1項」に改め、同項第3号中「第43条」を「第44条」に改め、同条第3項第1号中「第29条」を「第30条」に改める。

第13条及び第14条を削り、第12条を第14条とする。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計

画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第10条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第15条を次のように改める。

（虐待等の禁止）

第15条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第51条を第52条とし、第50条を第51条とする。

第49条中「第26条から第28条まで及び第30条」を「第27条から第29条まで及び第31条」に、「第26条中」を「第27条中」に、「第28条に」を「第29条に」に、「第49条」を「第50条」に、「第27条及び第28条」を「第28条及び第29条」に、「第30条中」を「第31条中」に改め、第5章中同条を第50条とする。

第48条第1項ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第49条とする。

第47条中「第26条から第28条」を「第27条から第29条」に、「第26条中」を「第27条中」に、「第28条に」を「第29条に」に、「第47条」を「第48条」に、「第27条及び第28条」を「第28条及び第29条」に改め、同条を第48条とし、第46条を第47条とする。

第45条第1項ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第46条とする。

第44条中「第46条及び第47条」を「第47条及び第48条」に改め、同条を第45条とし、第43条を第44条とする。

第42条中「第26条から第28条」を「第27条から第29条」に、「第26条中」を「第27条中」に、「第28条に」を「第29条に」に、「第27条及び第28条」を「第28条及び第29条」に改め、第4章中同条を第43条とする。

第41条中「第38条第1号」を「第39条第1号」に改め、同条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条中「第26条から第28条まで及び第30条」を「第27条から第29条まで及び第31条」に、「第26条中」を「第27条中」に、「第28条に」を「第29条に」に、「第37条」を「第38条」に、「第27条及び第28条」を「第28条及び第29条」に、「第30条中」を「第31条中」に改め、第3章第4節中同条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第34条中「第26条から第28条まで及び第30条」を「第27条から第29条まで及び第31条」に、「第26条中」を「第27条中」に、「第28条に」を「第29条に」に、「第34条」を「第35条」に、「第27条及び第28条」を「第28条及び第29条」に、「第30条中」を「第31条中」に改め、第3章第3節中同条を第35条とする。

第33条第1項ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第34条とする。

第32条中「第26条から第28条」を「第27条から第29条」に、「第26条中」を「第27条中」に、「第28条に」を「第29条に」に、「第32条」を「第33条」に、「第27条及び第28条」を「第28条及び第29条」に改め、第3章第2節中同条を第33条とする。

第31条第1項ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改

め、同条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第3章第1節中第29条を第30条とする。

第2章中第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「第28条」を「第29条」に改め、同条を第27条とする。

第25条第1項ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3項ただし書中「第35条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第1章中第23条を第24条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第2項中「必要な措置を講じなければならない」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(虐待等の通告等)

第16条 家庭的保育事業者等の職員は、前条に規定する行為その他の虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見した場合には、速やかに市長に通告し、当該利用乳幼児の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講ずるため、必要な協力をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による通告を受けたときは、当該通告をした者が不利益な取扱いを受けることがないように留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 第2条の規定による改正後の朝霞市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する

家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月24日提出

朝霞市長 富岡 勝則